

# 第 1 編 組 織

1. 事 務 分 掌

2. 機 構 図

3. 機 構 の 変 遷

4. 歴 代 管 理 者

5. 職 員 数

6. 職 員 給 与 費

7. 職 員 構 成

(1)年 令 別 職 員 構 成

(2)勤 続 年 数 別 職 員 構 成

## 1. 事務分掌(令和2年4月1日現在)

(上下水道経営部の事務)

### 経営総務課

- (1) 局の条例、規程、要綱その他重要な規程に関する事。
- (2) 局の文書及び公印の総括管理に関する事。
- (3) 局の文書の受領及び発送に関する事。
- (4) 局の職員の任免、給与、服務等に関する事。
- (5) 局の職員の福利厚生及び労働安全衛生に関する事。
- (6) 局の職員の研修に関する事。
- (7) 労働組合に関する事。
- (8) 局の公務災害補償に関する事。
- (9) 局の公告式に関する事。
- (10) 局の公用車に係る総括管理に関する事。
- (11) 局の組織管理に関する事。
- (12) 局の情報化の推進に係る総合調整並びに電子計算組織の管理及び運用に関する事。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (13) 局の工事その他の請負契約及び業務委託契約に関する事。
- (14) 局の財産の売買及び賃貸借契約に関する事。
- (15) 水道事業及び下水道事業の広報活動の総括に関する事。
- (16) 枚方市上下水道事業経営審議会に関する事。
- (17) 庁舎の管理に関する事。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (18) 指定給水装置工事事業者及び市下水道排水設備指定工事店の指定及び処分に関する事。
- (19) 給水装置工事主任技術者の研修に関する事。
- (20) 水道事業及び下水道事業の経営に関する調査、研究、企画及び計画に関する事。
- (21) 水道事業及び下水道事業の事業計画の審査及び進行管理に関する事。
- (22) 水道料金及び下水道使用料の制度及び水準に関する事。

### 経営財務課

- (1) 局の予算の編成及び執行管理に関する事。
- (2) 局の決算及び業務状況の報告に関する事。
- (3) 局の資産の再評価及び減価償却に関する事。
- (4) 局の財政計画及び資金計画に関する事。
- (5) 局の公金の出納及び保管に関する事。
- (6) 局の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。
- (7) 局の企業債に関する事。
- (8) 局の収入及び支出証書の審査に関する事。
- (9) 局の会計伝票の保管に関する事。
- (10) 局の固定資産及び備品の総括に関する事。

- (11) 水道料金及び下水道使用料に係る総括原価の算定に関する事。

#### 営業料金課

- (1) 水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び公設浄化槽使用料（以下「水道料金等」という。）の調定及び納入通知に関する事。
- (2) 水道料金等の算定に係る電子計算組織に関する事。
- (3) 水道メーター（以下「メーター」という。）の検針に関する事。
- (4) 使用水量及び汚水排除量の認定に関する事。
- (5) 水道の使用に係る現場調査及び処理に関する事。
- (6) 開栓及び閉栓に関する事。
- (7) 用途の認定に関する事。
- (8) 私設のメーターの取替費用の補助に関する事。
- (9) 水道料金等の収納、督促及び還付に関する事。
- (10) 水道料金の滞納に係る給水停止に関する事。
- (11) 水道料金等に係る不納欠損に関する事。
- (12) 水道料金等の減額及び免除に関する事。
- (13) 水道の臨時使用に関する事。
- (14) お客さまセンター（受付窓口）に関する事。
- (15) 水道料金及び下水道使用料の料金の設定に関する事。

#### 上水道管理課

- (1) 給水装置工事に関する事。
- (2) 枚方市水道事業給水条例（平成9年枚方市条例第27号）第35条の規定による給水管の施設の認定及び必要な措置の決定に関する事。
- (3) 給水装置に係る分担金、手数料等の徴収に関する事。
- (4) 水道に係る情報管理システムの管理に関する事。
- (5) 分水に係る協定、覚書等の締結に関する事。
- (6) 水道事業に係る占用継続に関する事。
- (7) 水道に係る用地の管理及び境界確定に関する事。
- (8) 水道に係る用地に関する行政財産の目的外使用の総括に関する事。
- (9) 送配水管等及び用地の寄附に関する事。
- (10) 送配水管等の財産管理及び台帳整備に関する事。
- (11) 水道に係る道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定による協議に関する事。
- (12) 掘削工事等に伴う送配水管等に係る他の事業者との事前立会に関する事。

#### 下水道管理課

- (1) 排水設備工事に関する事。
- (2) 排水設備に係る手数料等の徴収に関する事。
- (3) 下水道に係る情報管理システムの管理に関する事。
- (4) 下水道事業に係る占用継続に関する事。

- (5) 下水道に係る用地の管理及び境界確定に関する事。
- (6) 下水道に係る用地に関する行政財産の目的外使用の総括に関する事。
- (7) 下水道事業に係る占有許可等に関する事。
- (8) 下水道管等及び用地の寄附に関する事。
- (9) 下水道管等の財産管理及び台帳整備に関する事。
- (10) 国及び大阪府の管理する水路の譲受けに関する事。
- (11) 枚方市下水道条例（昭和51年枚方市条例第27号）第34条第1項の規定による許可その他排水施設の指導に関する事。
- (12) 水洗化に関する事。
- (13) 下水道に係る道路法第34条の規定による協議に関する事。
- (14) 公共・公益施設における雨水流出抑制施設に関する事。
- (15) 下水道法（昭和33年法律第79号）及び枚方市下水道条例に基づく悪質下水（公共下水道処理区域内のものに限る。）の規制、監視、指導及び検査に関する事。

（上下水道事業部の事務）

#### 上下水道計画課

- (1) 局の危機管理の総括に関する事。
- (2) 水道及び下水道に係る情報管理システムの構築及び運用に関する事。
- (3) 水道事業及び下水道事業の整備更新等に係る計画に関する事。
- (4) 事業用地の取得の総括に関する事。
- (5) 事業用地の鑑定、契約及び登記に関する事。
- (6) 土地収用法の施行の調整に関する事。
- (7) 下水道事業の都市計画法事業認可及び下水道法事業計画の策定及び変更に関する事。
- (8) 水道法に基づく事業認可に関する事。
- (9) 公共下水道の供用開始区域及び処理開始区域に関する事。
- (10) 流域下水道事業に関する事。
- (11) 水道事業及び下水道事業に係る工事監理に関する事。

#### 浄水課

- (1) 取水、浄水及び送配水の実施に関する事。
- (2) 水道施設（送配水管等を除く。）の維持管理に関する事。
- (3) 水道施設（送配水管等を除く。）の整備及び改良の工事の設計、施行及び監督に関する事。
- (4) 水道事業に関する建築物及び庁舎の営繕工事に関する事。
- (5) 大阪広域水道企業団からの受水に関する事。
- (6) 水道に関する水質検査に関する事。
- (7) 水道の水源及び水道水の浄化過程の調査研究に関する事。
- (8) 水道用薬品に関する事。

#### 上水道工務課

- (1) 送配水管等の整備、改良及び移設の工事（受託に係るものを含む。）の設計、施工及び監督に関すること。
- (2) 前号の施工に係る承諾に関すること。ただし、移設工事のうち受託に係るものを除く。
- (3) 受託工事に伴う負担協定の締結及び負担金の徴収に関すること。
- (4) 水道工事設計積算システムの管理及び運営に関すること。
- (5) 鉛製給水管の解消に関すること。
- (6) 計画に基づく配水系統の整備に関すること。

#### 上水道保全課

- (1) メーターの取替え及び管理に関すること。
- (2) 送配水管等の維持補修工事に関すること。
- (3) 給水装置の修繕及び修繕工事費の徴収に関すること。
- (4) 送配水管等の漏水の調査に関すること。
- (5) 維持補修工事に係る設計、積算及び施工管理に関すること。
- (6) 小規模貯水槽水道の情報提供に関すること。
- (7) 資材及び工具の出納、保管及び棚卸に関すること。
- (8) 水道事業指定材料承認に関すること。

#### 汚水整備課

- (1) 公共下水道の汚水施設の新設、改築及び災害復旧に関すること。
- (2) 公共下水道の汚水ポンプ場及び汚水排水設備の新設、改築及び災害復旧に関すること。
- (3) 前2号の事務に係る家屋調査及び補償に関すること。
- (4) 公共下水道区域内公共汚水ますの設置に係る下水道施設維持課との調整に関すること。
- (5) 汚水整備に係る地下埋設物設置者との連絡調整に関すること。
- (6) 汚水整備に係る施工承諾に関すること。

#### 雨水整備課

- (1) 公共下水道の雨水施設の新設、改築及び災害復旧に関すること。
- (2) 公共下水道の雨水ポンプ場及び雨水排水設備の新設、改築及び災害復旧に関すること。
- (3) 前2号の事務に係る家屋調査及び補償に関すること。
- (4) 雨水整備に係る地下埋設物設置者との連絡調整に関すること。
- (5) 雨水浸水対策に関すること。
- (6) 雨水整備に係る施工承諾に関すること。

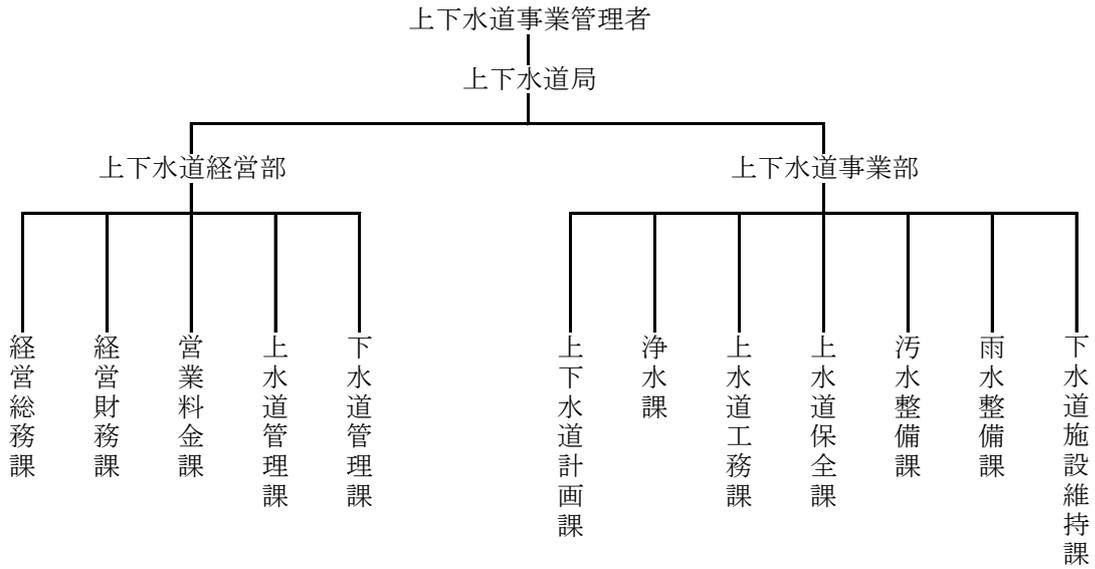
#### 下水道施設維持課

- (1) 公共下水道の汚水施設及び雨水施設の維持管理及び災害の応急復旧に関すること。
- (2) 公共下水道の汚水ポンプ場、雨水ポンプ場、汚水排水設備及び雨水排水設備の維持管理及び災害の応急復旧に関すること。
- (3) 浸入水の調査及び防止工事に関すること。
- (4) 北部別館の維持管理に関すること。

## 共通事務

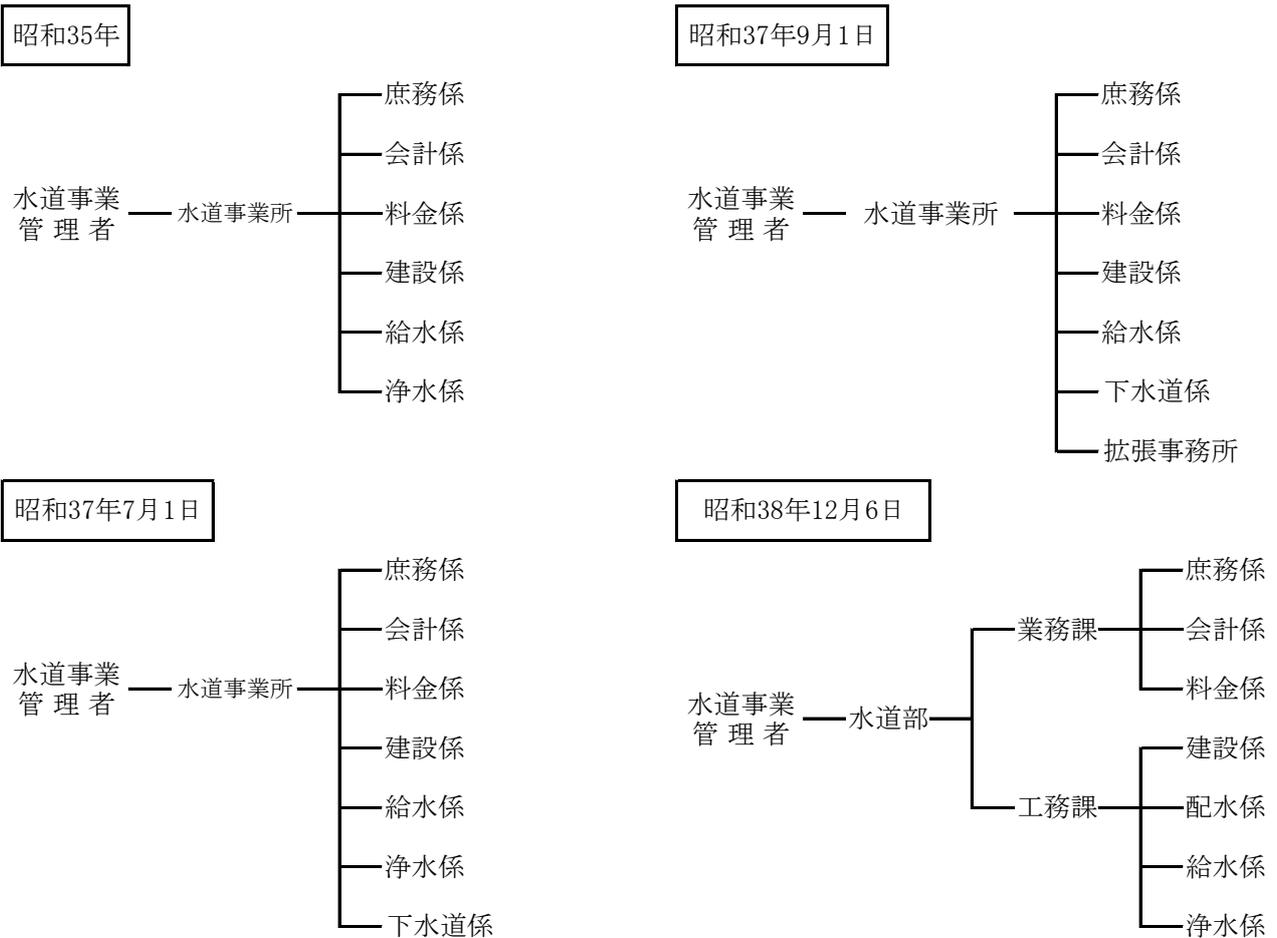
- (1) 文書管理に関すること。
- (2) 請負業務の検査に関すること。
- (3) 開発事業等に係る協議及び指導並びに各施設の検査、指導及び移管・帰属・寄附に関すること。
- (4) 不動産の賃貸借及び使用貸借に係る契約並びに行政財産の目的外使用に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。
- (6) 局の危機管理事象への対応に関すること。
- (7) 他の行政機関との連携に関すること。
- (8) 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (9) 事業用地の取得・借用に係る資料の作成及び関係者との調整に関すること。
- (10) 事業計画の立案に関すること。
- (11) 道路及び河川の占用・明示申請に関すること。

## 2.機構図(令和2年4月1日現在)

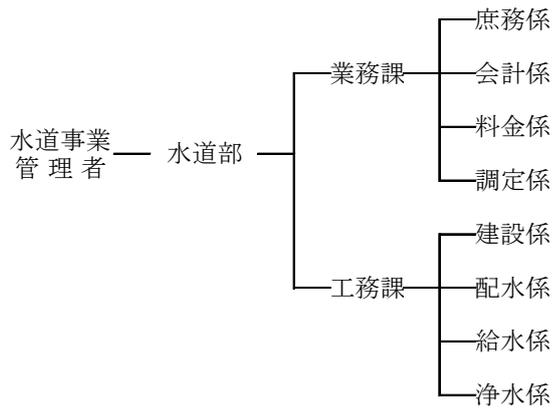


## 3.機構の変遷

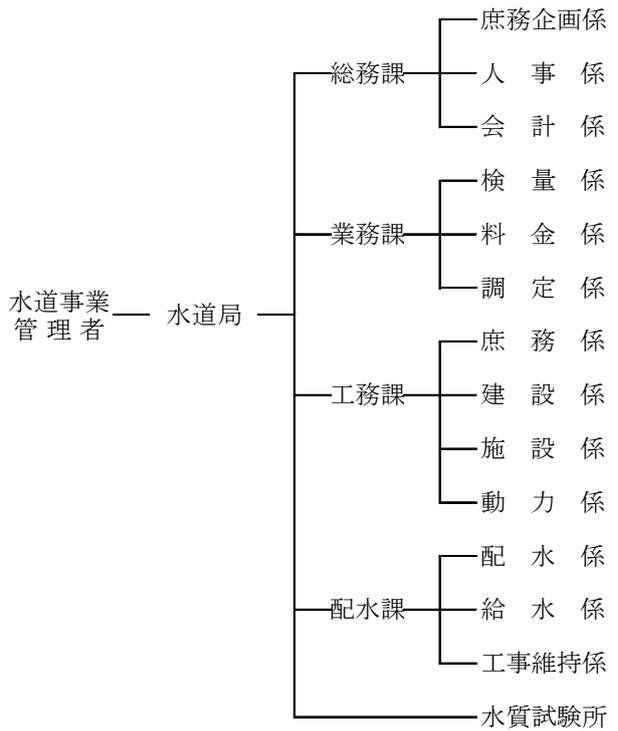
水道事業は、昭和35年4月に地方公営企業法を適用し、管理者を設け、市から独立した機関となる。  
 下水道事業は、平成23年4月に地方公営企業法を適用し、水道事業との組織統合を行った。



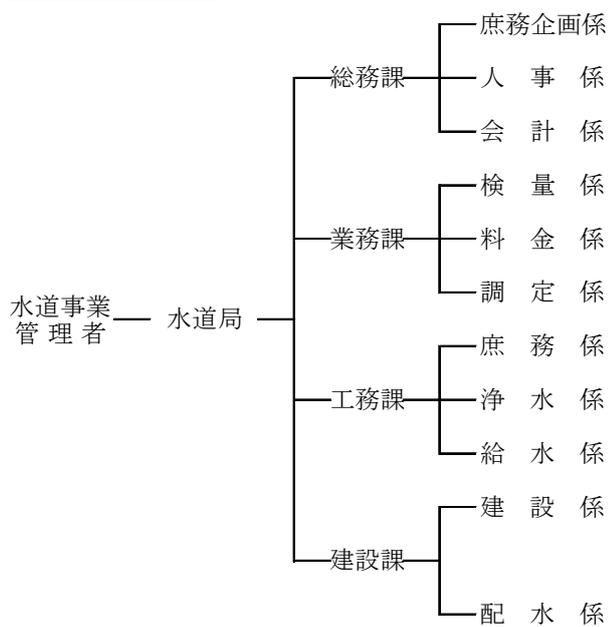
昭和40年5月15日



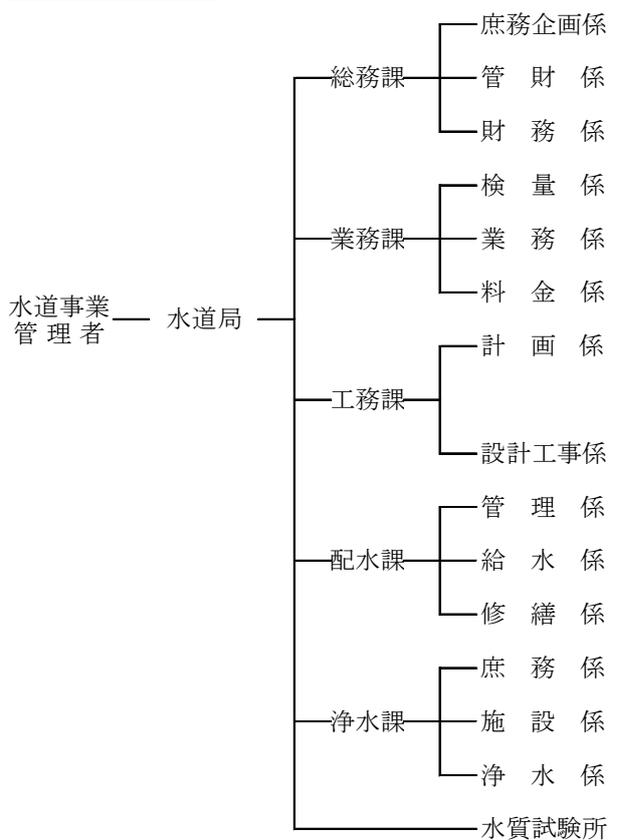
昭和42年8月3日



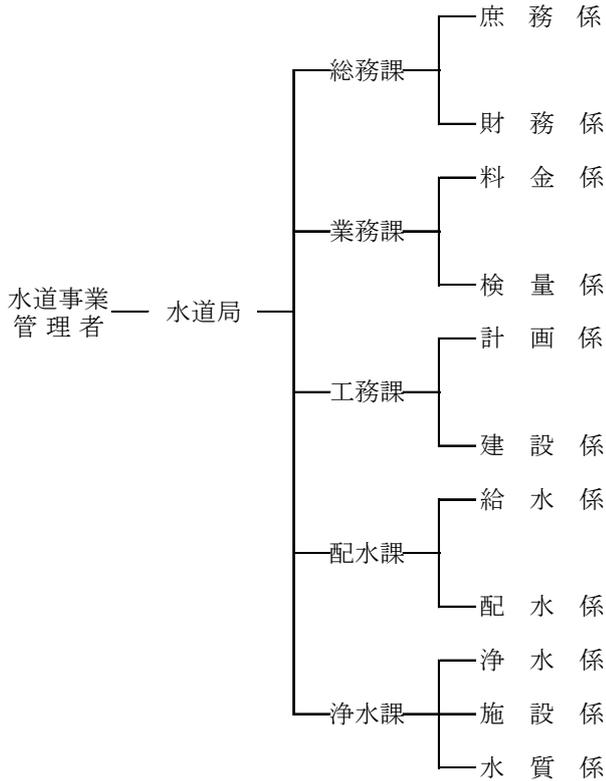
昭和41年4月16日



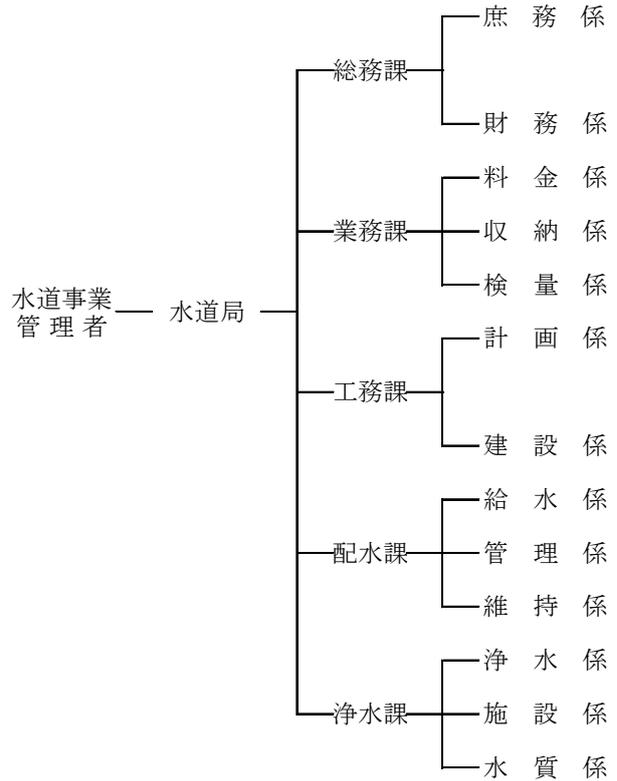
昭和44年4月1日



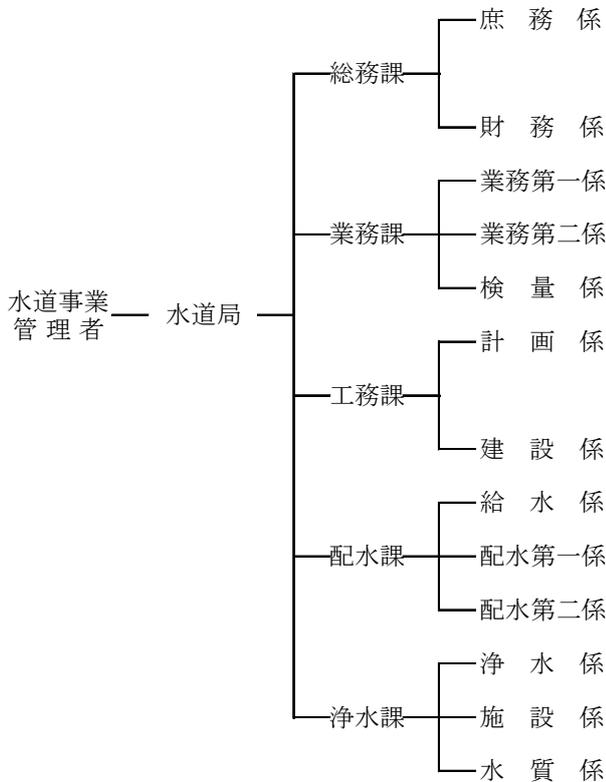
昭和45年4月1日



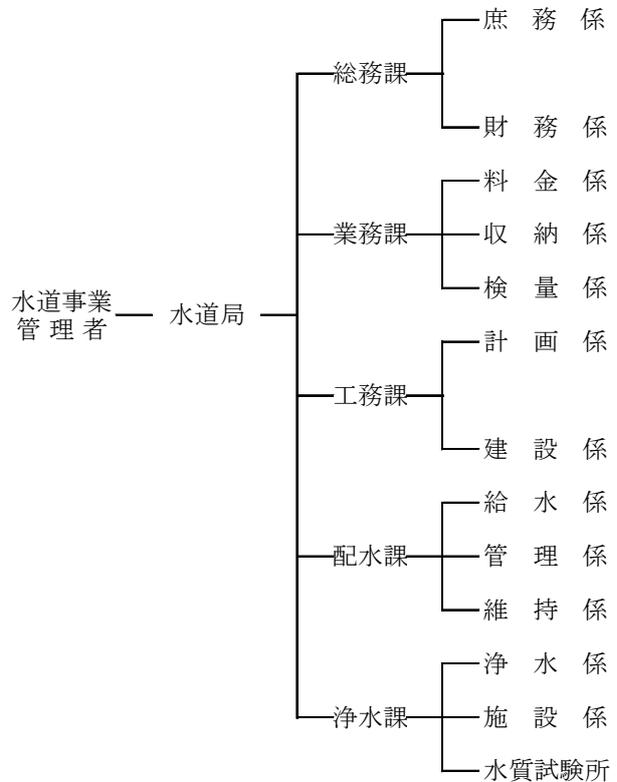
昭和58年10月29日



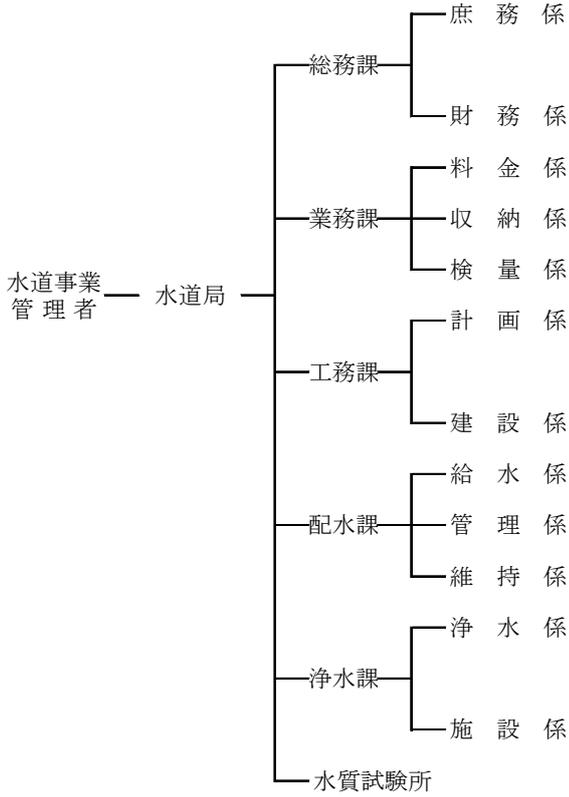
昭和51年6月5日



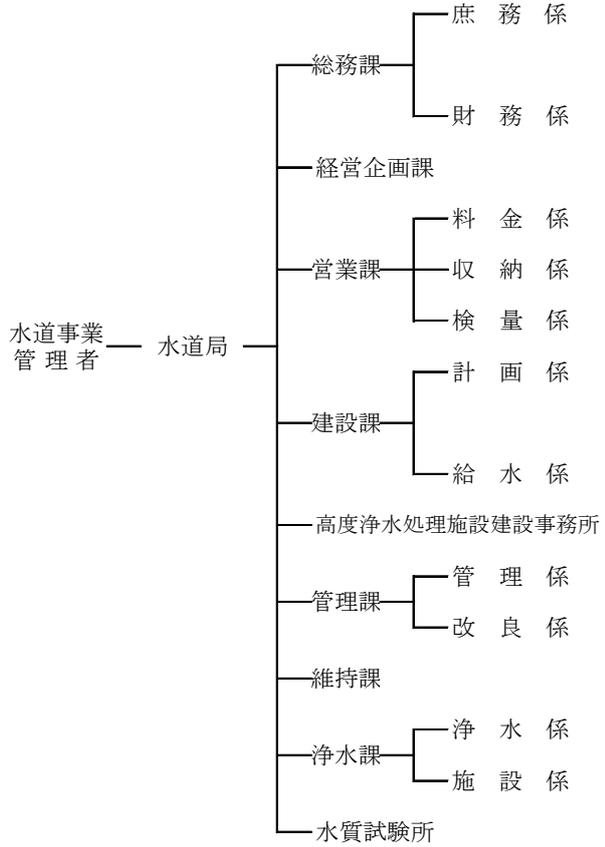
昭和61年4月1日



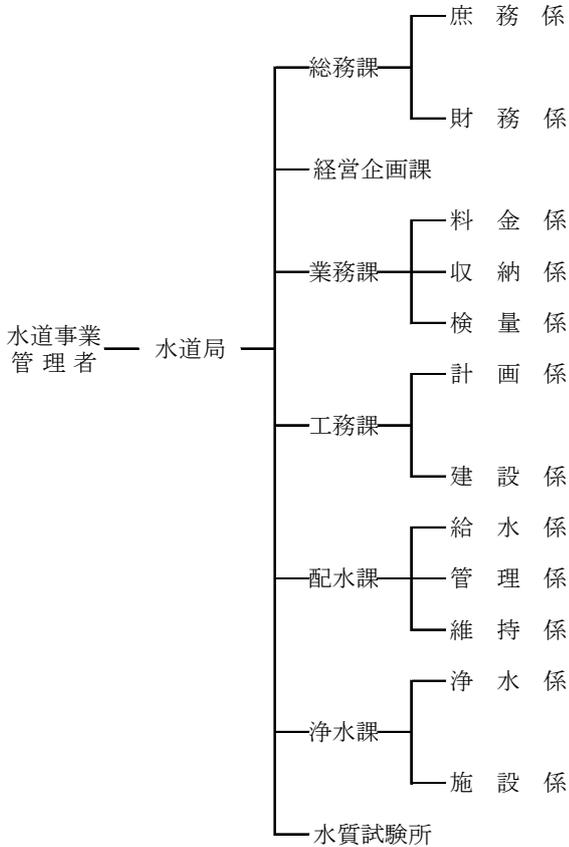
平成元年4月1日



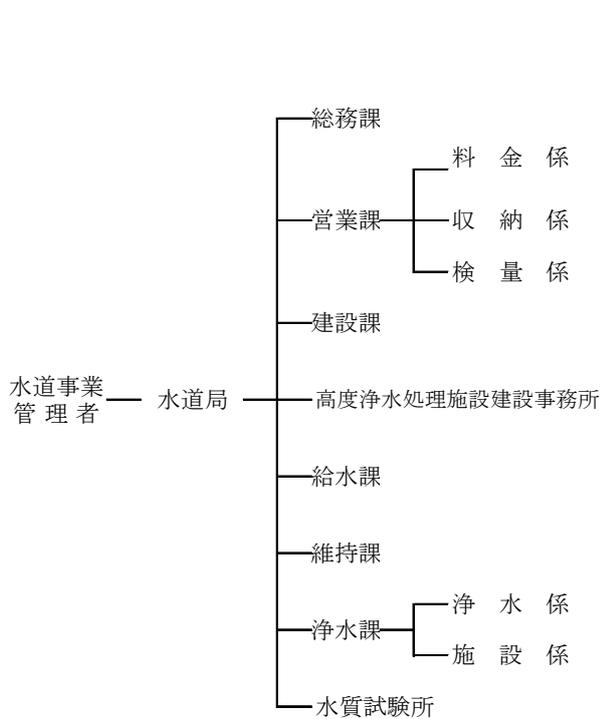
平成5年4月16日



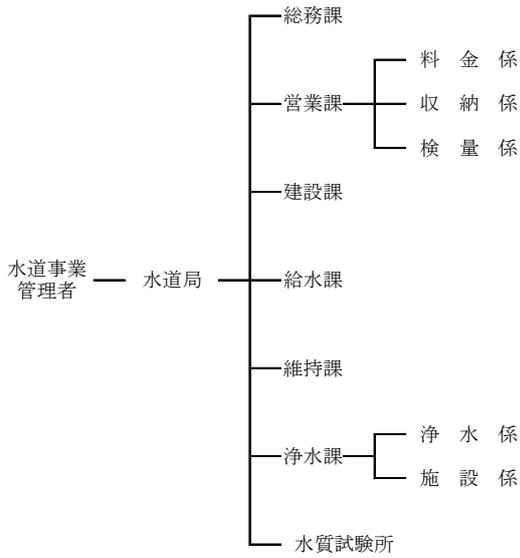
平成2年4月16日



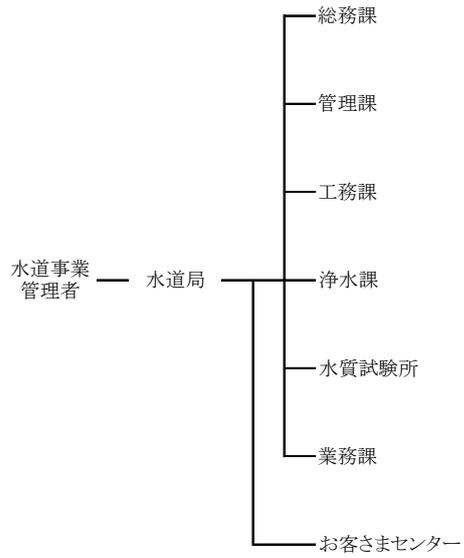
平成8年4月19日



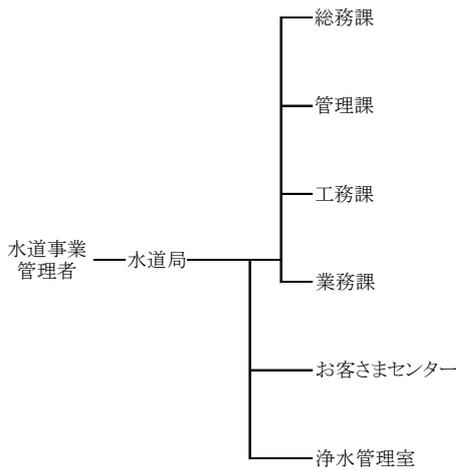
平成11年5月25日



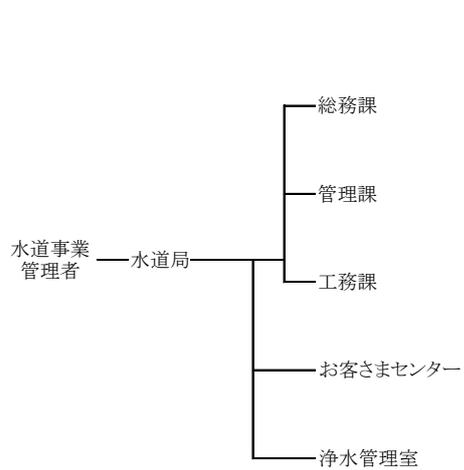
平成13年4月17日



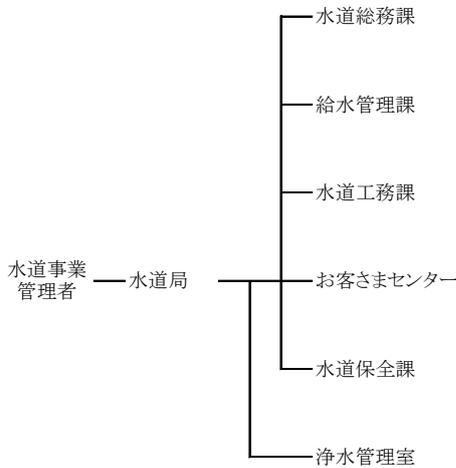
平成15年5月27日



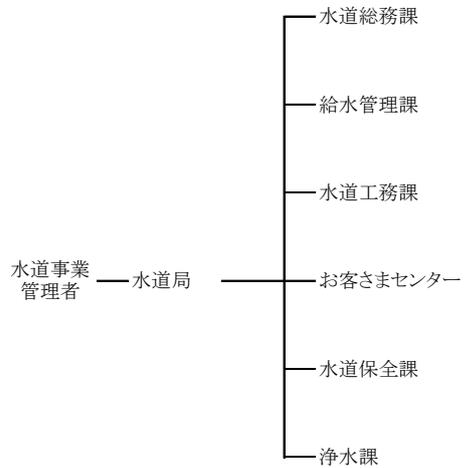
平成17年4月1日



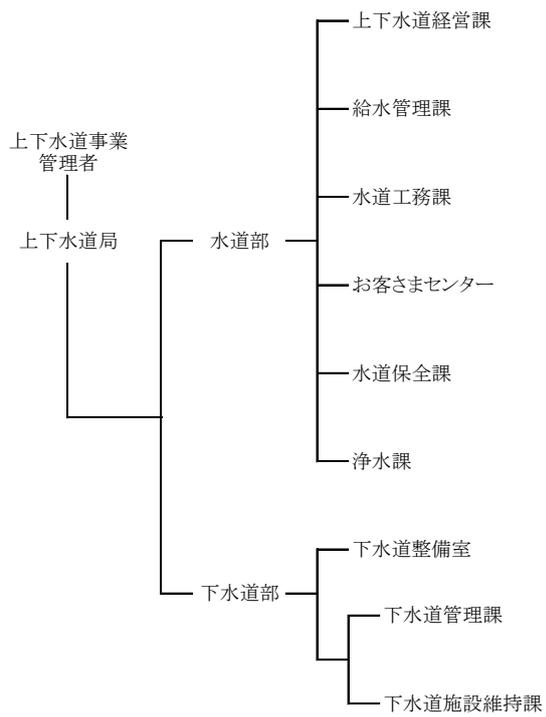
平成18年4月1日



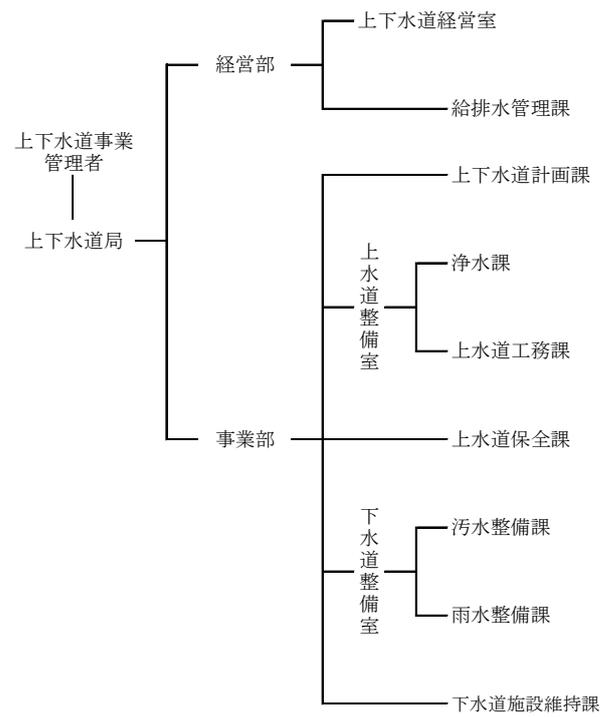
平成20年4月1日



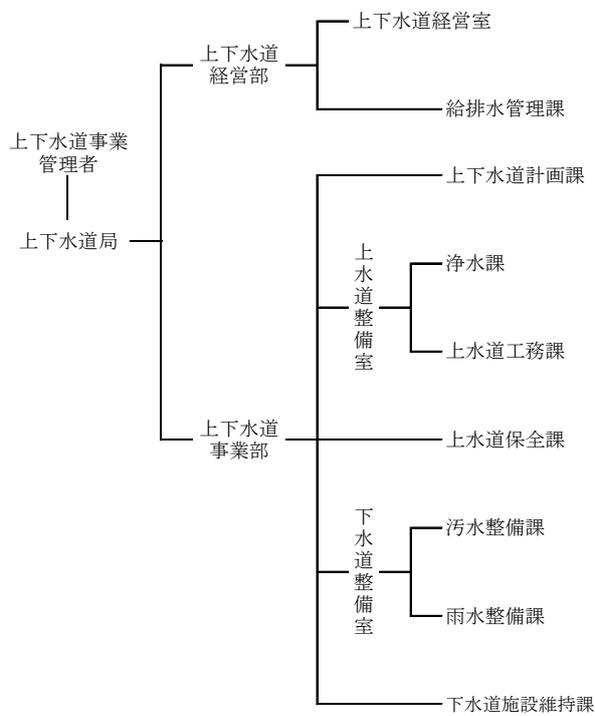
平成23年4月1日



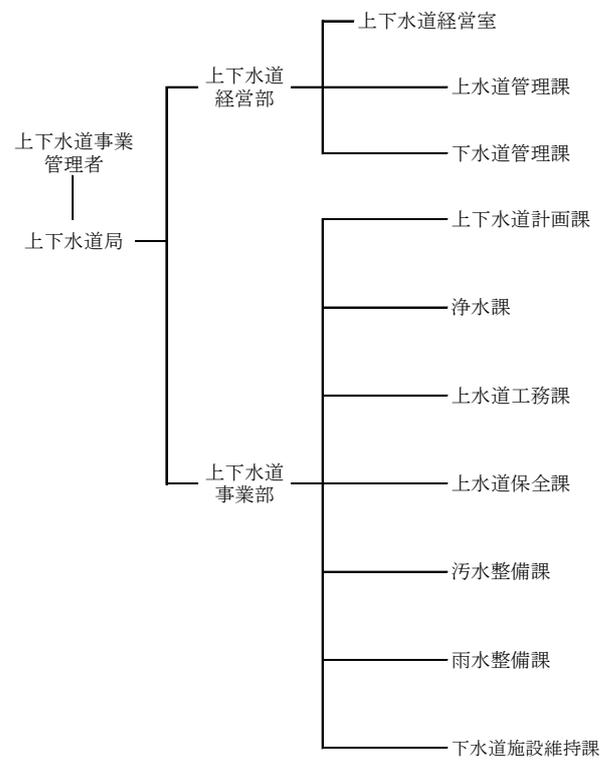
平成28年4月1日



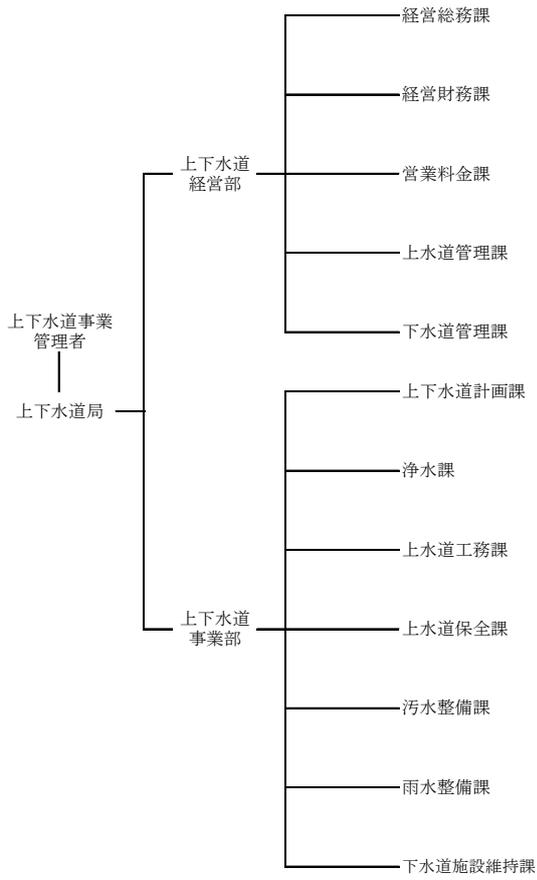
平成29年4月1日



平成30年4月1日



令和2年4月1日



#### 4. 歴代管理者 (R. 2 . 4 . 1 現在)

氏名	就任年月日	退任年月日	期間
藤井 幸夫 (助役兼任)	昭和35年 4月 1日	昭和38年 3月31日	3年 0ヶ月
藤原 作一 (助役兼任)	昭和38年 4月 1日	昭和41年 1月 4日	2年 9ヶ月
白川 朝明 (助役兼任)	昭和41年 1月 5日	昭和41年12月31日	1年 0ヶ月
寺嶋 宗一郎 (市長兼任)	昭和42年 1月 5日	昭和42年 4月30日	4ヶ月
山村 富造 (市長兼任)	昭和42年 5月 1日	昭和50年 8月 2日	8年 3ヶ月
北牧 一雄 (市長兼任)	昭和50年 8月31日	昭和51年 6月 3日	9ヶ月
門前 正治	昭和51年 6月 4日	昭和52年 2月14日	8ヶ月
大塩 和男	昭和52年 5月 2日	昭和60年 9月11日	8年 4ヶ月
橋本 巧	昭和60年 9月12日	昭和62年12月20日	2年 3ヶ月
田中 和夫	昭和63年 1月 9日	平成 6年 7月31日	6年 7ヶ月
為川 勝	平成 6年 8月 1日	平成10年 7月31日	4年 0ヶ月
藤井 治人	平成11年 5月25日	平成15年 3月31日	3年10ヶ月
中島 輝治	平成15年 5月22日	平成16年 3月31日	10ヶ月
内山 喬之	平成16年 4月 1日	平成20年 3月31日	4年 0ヶ月
榎本 志郎	平成20年 4月 1日	平成23年 9月30日	3年 6ヶ月
西尾 和三	平成23年10月 1日	平成27年 9月22日	4年 0ヶ月
池水 秀行	平成27年10月27日	令和 元年 9月30日	3年11ヶ月
伊藤 竹彦	令和 元年10月 1日		

<注1>空席期間は、職務代理者を指定

<注2>期間は、15日以上を1月に換算

#### 5. 職員数 (R. 2 . 4 . 1 現在)

<上下水道経営部> (単位:人)

区分	所属	部	経営				上下水道管理課			計
			総務課	経営財務課	営業料金課	総務管理グループ	給水・検査グループ	総務・排水設備グループ	管理グループ	
部長										0
参事										0
次長		2								2
室長										0
課長			1	1	1	1	1	1	1	5
主任										0
統括課長代理(再任用)										0
統括課長代理			1	1	1	1	1	1	1	7
副主										0
係長			1	2	2	2	2	4	2	15
監										0
主任			4	2	4	1		3	2	16
班長										0
副班長										0
事務職員			3	2	2					7
技術職員							3	2		5
再任用					1	2	2	3	2	10
会計年度任用職員(通年任用)			1		1	2				4
			3	10	8	12	17	21		71

<注1>上下水道事業管理者を除く

<注2>会計年度任用職員(短期任用)を除く

<上下水道事業部>

区分	所属	部	上下水道計画課		浄水課			上水道工務課		上水道保全課		
			総務・上下水道計画グループ	下水道計画グループ	施設管理グループ	浄水管理グループ	水質管理グループ	建設第1グループ	建設第2グループ	修繕グループ	管理グループ	工事グループ
部長	1											
参事	1											
次室長												
課長			1		1		1		1			
主幹												
統括課長代理(再任用)					1							
統括課長代理			1	1		1	1	1	1	1	1	1
副主幹									1			
係長			2	1	3	2	2	2	1	1	1	1
監督										3		
主任			1	1	1	2	1	2	2			
班長						1				2		
副班長											2	
事務職員			1									
技術職員			2	1	1	4		1	2	6		1
再任用						2		3	3		2	1
会計年度任用職員(通年任用)								1	1			
			2	12		23		21		25		

<注1> 上下水道事業管理者を除く

<注2> 会計年度任用職員(短期任用)を除く

<上下水道事業部>

区分	所属	汚水整備課		雨水整備課	下水道施設維持課			計
		汚水整備第1グループ	汚水整備第2グループ	雨水整備グループ	維持管理グループ	設備管理グループ	総務・改良グループ	
部長	1							1
参事	0							0
次室長	1							1
課長	0							0
課長	1	1	1		1			7
主幹	0							0
統括課長代理(再任用)								1
統括課長代理	1	1	1	1	1	1	1	15
副主幹	1	2	2		2	1		1
係長	1				11	2		24
監督	2		2		3	3		16
主任	2			2	8	4		20
班長					1	1		15
副班長								4
事務職員								1
技術職員	1	3	6	1	1			30
再任用	1	2		1		2		17
会計年度任用職員(通年任用)		1						3
		16	12		45			156

<注1> 上下水道事業管理者を除く

<注2> 会計年度任用職員(短期任用)を除く

## 6. 職員給与費

<水道事業会計>

(単位:千円)

年度 科目	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
給料	382,193	396,484	403,181	423,854	432,143	448,020
報酬	11,238	11,374	9,450	5,141	4,913	11,345
手当等	267,323	273,211	271,167	283,783	289,944	297,603
時間外勤務手当	20,818	21,013	22,074	19,268	20,406	23,388
特殊勤務手当	275	238	179	189	178	138
期末勤勉手当	159,190	163,760	161,953	172,639	170,340	171,925
その他の手当	87,040	88,200	86,961	91,687	99,020	102,152
法定福利費	139,402	145,679	145,827	147,606	141,521	150,350
退職給付費(退職給与引当金含む)	95,196	88,225	127,039	159,634	179,351	169,077
計	895,352	914,973	956,664	1,020,018	1,047,872	1,076,395

<注1>実際の支給額

<注2>資本勘定職員を含む

<下水道事業会計>

(単位:千円)

年度 科目	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
給料	426,854	419,365	426,313	439,788	452,344	456,670
報酬	2,457	2,736	2,736	2,727	2,643	2,502
手当等	312,183	313,768	313,946	313,635	314,645	309,926
時間外勤務手当	35,043	46,175	42,252	38,189	28,787	23,515
特殊勤務手当	469	412	469	556	624	612
期末勤勉手当	183,855	177,475	180,258	180,704	181,054	179,139
その他の手当	92,816	89,706	90,967	94,186	104,180	106,660
法定福利費	160,694	159,068	157,612	155,653	154,788	154,042
退職給付費(退職給与引当金含む)	24,168	57,841	209,975	131,961	70,034	93,467
計	926,356	952,778	1,110,582	1,043,764	994,454	1,016,607

<注1>実際の支給額

<注2>資本勘定職員を含む

## 7. 職員構成 (R. 2 . 4 . 1 現在)

### (1) 年令別職員構成

<水道事業会計>

(単位:人)

年令 \ 職名	技術職員	事務職員	計
20歳未満	1	0	1
20歳 ~ 24歳	4	1	5
25歳 ~ 29歳	11	3	14
30歳 ~ 34歳	8	2	10
35歳 ~ 39歳	2	3	5
40歳 ~ 44歳	6	3	9
45歳 ~ 49歳	14	4	18
50歳 ~ 54歳	8	5	13
55歳 ~ 59歳	10	2	12
60歳以上	14	3	17
合計	78	26	104
平均年令	45歳5月	44歳11月	45歳4月

<下水道事業会計>

(単位:人)

年令 \ 職名	技術職員	事務職員	計
20歳未満	0	0	0
20歳 ~ 24歳	6	1	7
25歳 ~ 29歳	8	3	11
30歳 ~ 34歳	7	0	7
35歳 ~ 39歳	4	1	5
40歳 ~ 44歳	5	4	9
45歳 ~ 49歳	17	6	23
50歳 ~ 54歳	23	3	26
55歳 ~ 59歳	13	4	17
60歳以上	11	0	11
合計	94	22	116
平均年令	46歳8月	44歳3月	46歳8月

(注)管理者、嘱託を除く。再任用は含む。

### (2) 勤続年数別職員構成

<水道事業会計>

(単位:人)

年数 \ 職名	技術職員	事務職員	計
1年未満	1	0	1
1年 ~ 3年	9	3	12
4年 ~ 6年	13	2	15
7年 ~ 9年	3	2	5
10年 ~ 12年	2	0	2
13年 ~ 15年	1	1	2
16年 ~ 18年	1	3	4
19年 ~ 21年	0	1	1
22年 ~ 24年	6	2	8
25年 ~ 27年	12	2	14
28年 ~ 30年	9	5	14
31年以上	21	5	26
合計	78	26	104
平均勤続年数	21年4月	21年3月	21年4月

<下水道事業会計>

(単位:人)

年数 \ 職名	技術職員	事務職員	計
1年未満	1	1	2
1年 ~ 3年	8	1	9
4年 ~ 6年	13	2	15
7年 ~ 9年	1	0	1
10年 ~ 12年	2	0	2
13年 ~ 15年	5	3	8
16年 ~ 18年	0	1	1
19年 ~ 21年	2	1	3
22年 ~ 24年	9	4	13
25年 ~ 27年	12	3	15
28年 ~ 30年	16	2	18
31年以上	25	4	29
合計	94	22	116
平均勤続年数	22年5月	20年5月	22年1月

(注)管理者、嘱託を除く。再任用は含む。